

運航基準

平成19年 7月 1日設定

平成22年 7月 7日変更

令和7年 6月 1日変更

令和7年6月16日一部変更

佐世保マリン・アンド・ポートサービス株式会社

目 次

第1章 目的

第2章 運航の中止条件

第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社が設定したすべての航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の中止条件

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

20トン未満の船舶

港・地点名	発航中止条件		
	風速	波高	視程
佐世保港・白浜沖	15 m/s以上	1.5 m以上	500m以下

100トン以上の船舶

港・地点名	発航中止条件		
	風速	波高	視程
佐世保港	20 m/s以上	1.5 m以上	500m以下
白浜沖	20 m/s以上	2.5 m以上	500m以下
大島造船所沖	20 m/s以上	2.5 m以上	500m以下
名村造船所沖	20 m/s以上	2.5 m以上	500m以下

2 船長及び運航管理者は、発航予定時刻の8時間前時点及び発航予定時刻直前の30分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手するものとする。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
佐世保港・白浜沖	シスメット及び日本気象協会		
大島造船所沖	シスメット及び日本気象協会並びに光和興業（株）		
名村造船所沖	シスメット及び日本気象協会並びに（株）奈雅井		

3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとるものとする。

4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、当社が加盟する海運組合の会員等からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止するものとする。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止すべき条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、航行予定の海域上の気象・海象・に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

20トン未満の船舶

地点名	基準航行中止条件		
	風速	波高	視程
佐世保港内・白浜沖	15 m/s以上	1.5 m以上	500m以下

100トン以上の船舶

地点名	基準航行中止条件		
	風速	波高	視程
佐世保港内・白浜沖	20 m/s以上	2.5 m以上	500m以下
大島周辺海域	20 m/s以上	2.5 m以上	500m以下
伊万里湾内及び平戸東方海域	20 m/s以上	2.5 m以上	500m以下

- 2 船長及び運航管理者は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手するものとする。

地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
佐世保港内・白浜沖	シスメット及び日本気象協会		
大島周辺海域上	シスメット及び日本気象協会並びに光和興業（株）		
伊万里湾内及び平戸東方海域	シスメット及び日本気象協会並びに（株）奈雅井		

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、基準航行中止を決定し、反転、避難、避泊、臨時寄港その他の適切な措置をとるものとする。
- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報のほか当社が加盟する海運組合の会員からの意見により、基準航行を中止すべき事実を把握したときは、基準航行を中止するものとする。
- 5 船長及び運航管理者は、第3項の避泊を直ちに行うため、あらかじめ選定した次に掲げる避泊地について、海図、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備え付けること。
- (1) 大島周辺：馬込港
- (2) 伊万里湾：調川港
- 6 船長は、避泊後、直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を確認し、運航管理者に報告すること。

(入港中止条件等)

- 第4条 航行中に入港を中止すべき条件は、入港予定港内の気象・海象に関する情報が次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	入港中止条件		
	風速	波高	視程
佐世保港	20 m/s以上	1.5 m以上	500m以下
白浜沖	20 m/s以上	2.5 m以上	500m以下
大島造船所沖	20 m/s以上	2.5 m以上	500m以下
名村造船所沖	20 m/s以上	2.5 m以上	500m以下

- 2 船長及び運航管理者は、航行中の担当船舶の入港予定時刻30分前時点に、前項の気象・海象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
佐世保港・白浜沖	シスメット及び日本気象協会		
大島造船所沖	シスメット及び日本気象協会並びに光和興業（株）		
名村造船所沖	シスメット及び日本気象協会並びに（株）奈雅井		

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに担当船舶の入港中止を決定し、適宜の海域での錨泊、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。
- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報のほか、当社が加盟する海運組合

の会員からの意見により、入港を中止すべき事実を把握したときは、入港を中止するものとする。

(運航の可否判断等の手順図)

第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

(運航可否判断等の記録)

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断(判断に至った気象・海象(風速、波高及び視程)情報を含む。)、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における反転、避難、避泊、臨時寄港その他の措置については、判断理由を記載するものとする。なお、記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行区域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とし、使用基準は周年とする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

20トン未満の場合

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最微速	4.5 ノット	1,300 rpm
微速	6.0 ノット	1,500 rpm
航海速力	8.5 ノット	2,200 rpm

100トン以上の場合

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最微速	8.5 ノット	450 rpm
微速	9.5 ノット	500 rpm
航海速力	10.0 ノット	540 rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(特定航法)

第9条 佐世保港の航法

(1) 船舶は、入港しようとするときは、

①平戸瀬戸及び相浦港海域より入港する場合は、洗出シノ瀬燈浮標を右に見て、この燈浮標寄りに航行し佐世保港口第2号灯浮標寄りに入港する。

②上記①以外の海域より入港する場合は、佐世保港口第2号灯浮標寄りに入港する。

③佐世保航路第3号灯浮標を左に見て変進するときは、出港船の有無を確認し、出港船がある場合はその動静を把握すること。特に夜間は注意しなければならない。

(2) 船舶は、出港しようとするときは、

①蛇島水道を通過後、赤崎米軍基地及び庵崎貯油所付近の航行は立入り制限水域を念頭に航行すること。又、佐世保港本船灯浮標を右に見て通過後、佐世保航路第4号灯浮標を目標に航行する。

②庵崎貯油所を通過は水路右側航行に留意し、佐世保港口第1号灯浮標を右に見て右側通狭に心がけること。

(通常連絡等)

第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 高後崎通過地点、白浜沖地点

(2) 連絡事項

① 通過地点名

② 通過時刻

③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港30分前となったときは、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

(1) 入港予定時刻

(2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

(1) 着岸岸壁の使用船舶の有無

(2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況

(3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

(4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	自社	業務用無線電話又は携帯電話
(2)	緊急の場合	自社	業務用無線電話又は携帯電話

(機器点検)

第13条 船長は入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)100m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第14条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録し、1年間保存するものとする。

(運航基準第4条の2関係)

事業者名	佐世保マリン・アンド・ポートサービス (株)
航路名	全航路共通

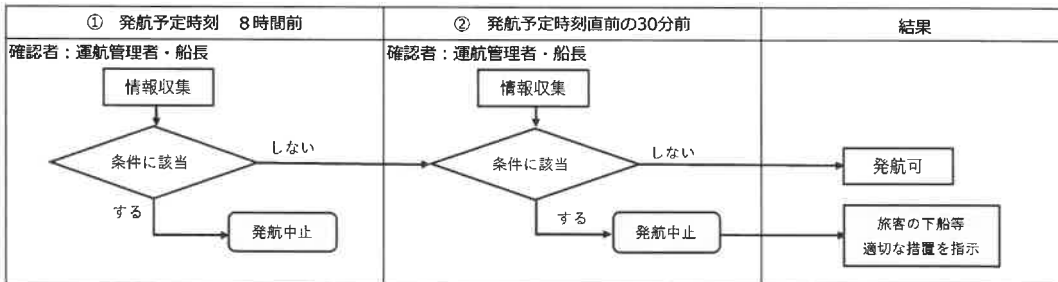
運航の可否判断の手順

1. 発航前に、発航中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 発航中止条件 (運航基準第2条)

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
佐世保港、白浜沖 (20t未満)	15 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
	シスメット及び日本気象協会		
佐世保港、白浜沖 (100t以上)	20 m/s以上	2.5 m以上	500 m以下
	シスメット及び日本気象協会		
大島造船所沖	20 m/s以上	2.5 m以上	500 m以下
	シスメット及び日本気象協会並びに光和興業 (株)		
名村造船所沖	20 m/s以上	2.5 m以上	500 m以下
	シスメット及び日本気象協会並びに (株) 奈雅井		

● 手順



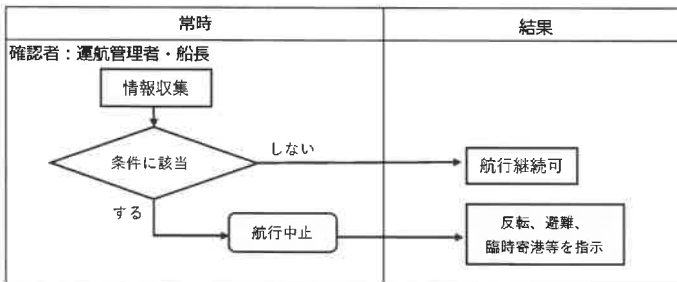
2. 航行中に、航行中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 航行中止条件 (運航基準第3条)

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)
佐世保港、白浜沖 (20t未満)	15 m/s以上	1.5 m以上
	シスメット及び日本気象協会	

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)
佐世保港、白浜沖 (100t以上)	20 m/s以上	2.5 m以上
大島周辺海域、伊万里湾内 ・平戸東方海域	シスメット及び日本気象協会並びに 関係客先	

● 手順

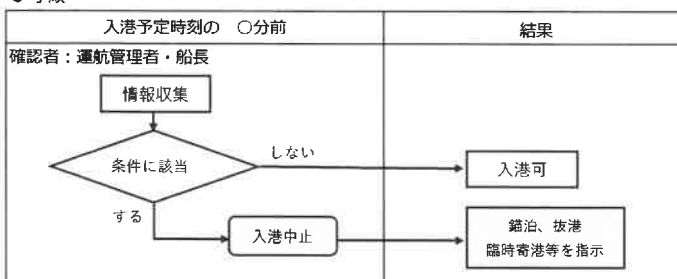


3. 航行中に、入港中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 入港中止条件 (運航基準第4条)

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
佐世保港	20 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
	シスメット及び日本気象協会		

● 手順

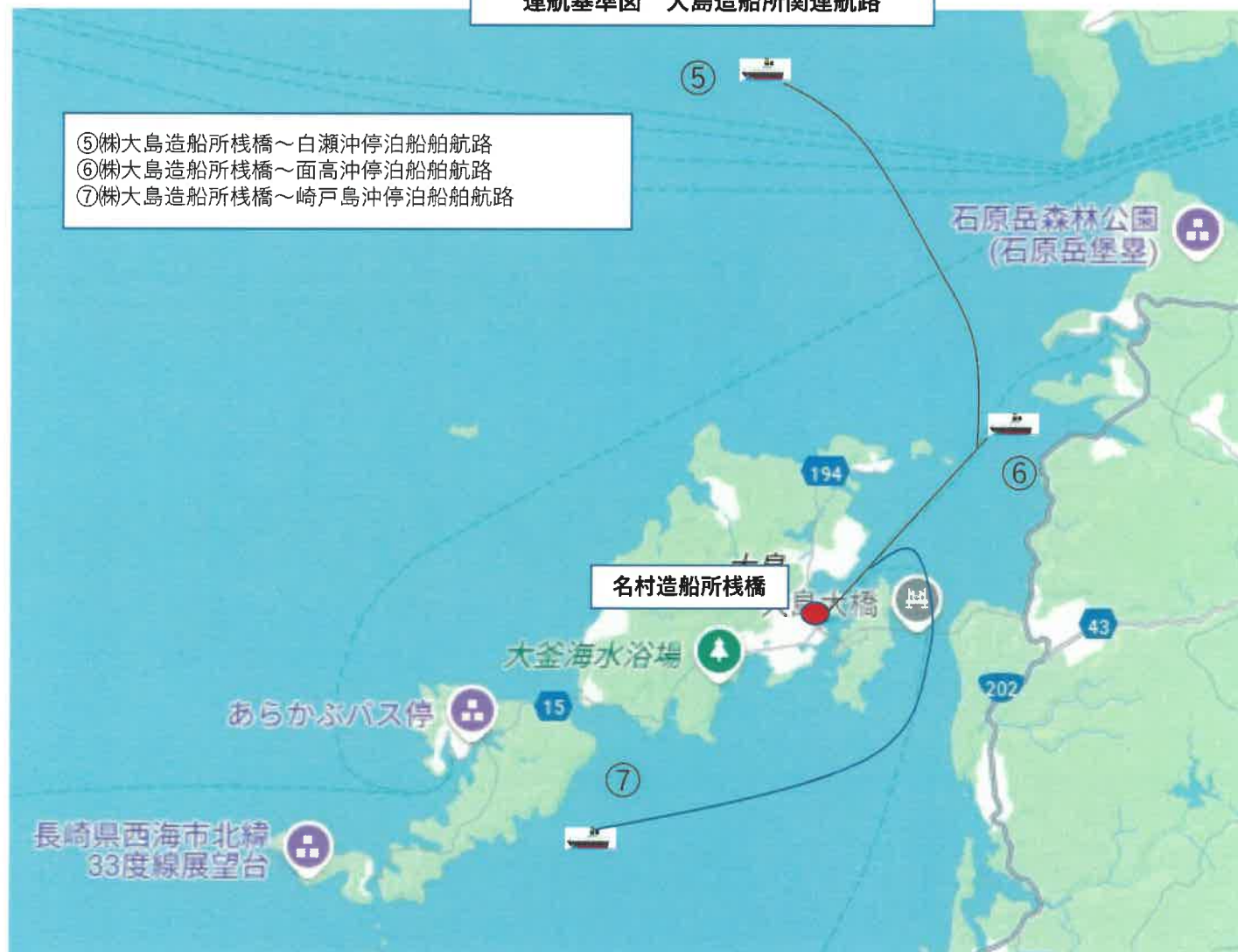


運航基準図 佐世保港内・白浜沖航路

- ①佐世保港立神棧橋～佐世保港内・恵比寿湾停泊船舶 A 航路
- ②佐世保港立神棧橋～佐世保港内・恵比寿湾停泊船舶 B 航路
- ③佐世保港立神棧橋～白浜沖停泊船舶航路
- ④佐世保港立神棧橋～佐世保港内・横瀬岸壁航路



運航基準図 大島造船所関連航路



運航基準図 名村造船所関連航路



運航基準図 長崎西方海域航路



作業基準

平成19年 7月 1日設定

平成22年 7月 7日変更

令和 7年6月 1日変更

令和 7年6月16日変更

佐世保マリン・アンド・ポートサービス株式会社

目 次

第1章	目 的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社が設定したすべての航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 船内作業員は、旅客の手荷物及び小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 船長は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸30分前とする。

2 離岸30分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、旅客の乗船を開始する。

3 船内作業員は乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理補助者及び船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 船内作業員は、旅客の乗船が完了したときはその旨船長に報告し、船長の指示により迅速、確実に離岸作業を行う。

(着岸作業)

第6条 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

2 船内作業員は、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、歩み板等の乗降用設備の保安に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨船内作業員に合図する。

2 船内作業員は、歩み板を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示等の場所は発着場とする。

(1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。

(2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

事故処理基準

平成19年 7月 1日設定
令和6年7月1日 一部変更
令和7年 6月1日 変更

佐世保マリン・アンド・ポートサービス株式会社

目 次

- 第1章 総 則
- 第2章 事故等発生時の通報
- 第3章 事故の処理等

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び第2項の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

(1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）

(2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故

(3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害

(4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害

2 この基準において「インシデント」とは、旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事態をいう。

(1) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が阻害された事態

(2) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等からの油漏れ

(3) 避難港へ入港するに至った事態

(4) 航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事態

(5) 離着岸作業中の係船索の破断

(6) その他の前項の事象に至るおそれがあると認められる事態

(7) 前号に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表1「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。

3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式を船舶及び事務所に備え置くものとする。

4 非常連絡は、原則として、別表2「非常連絡表」によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先） －船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） －船舶衝突の場合
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水	① 浸水個所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）

e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故 (行方不明を除く)	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しな

なければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は別表3「事故処理組織表」のとおりとする。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表2「非常連絡表の医療機関」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として別表4「事故調査委員会」のとおりとする。

別表 1

官 公 署 連 絡 表

九州運輸局

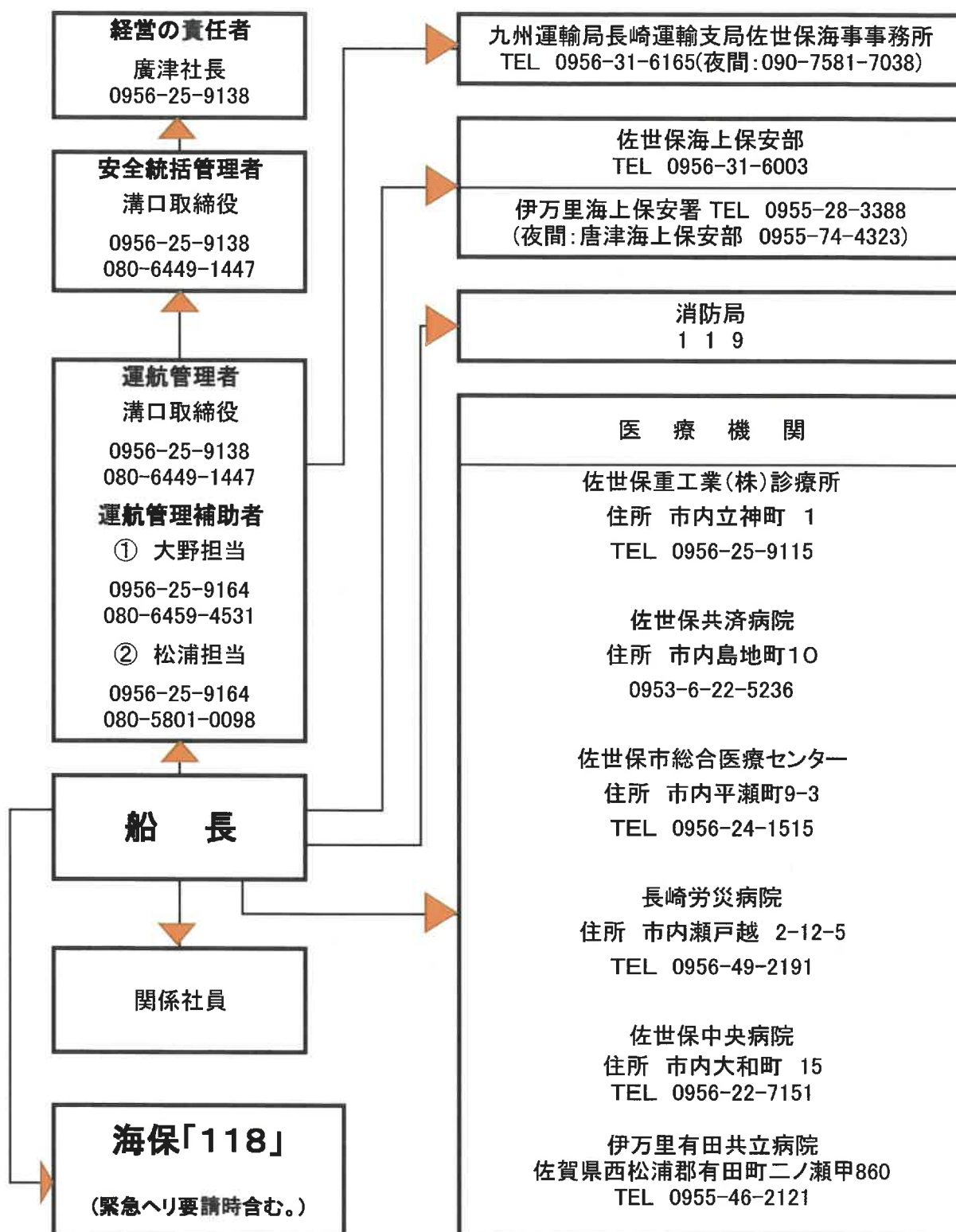
長崎運輸支局佐世保海事事務所	佐世保市干尽町 4-1	0 9 5 6 - 3 1 - 6 1 6 5
長崎運輸支局（本庁舎）	長崎市松ヶ枝町 7-29	0 9 5 - 8 2 2 - 0 0 1 0
佐賀運輸支局（唐津庁舎）	唐津市二タ子 3 丁目 216	0 9 5 5 - 7 2 - 3 0 0 9
九州運輸局・運航労務監理官	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	0 9 2 - 4 7 2 - 3 1 8 1

海上保安部

佐世保海上保安部	佐世保市干尽町 4-1	0 9 5 6 - 3 1 - 6 0 0 3
長崎海上保安部	長崎市松ヶ枝町 7 - 2 9	0 9 5 - 8 7 2 - 5 1 3 3
平戸海上保安署	平戸市岩の上町 1 5 2 9 - 2	0 9 5 0 - 2 2 - 3 9 9 7
唐津海上保安部	唐津市二タ子 3 丁目 216	0 9 5 5 - 7 4 - 4 3 2 1
福岡海上保安部	福岡市博多区沖浜町 1 - 2 2	0 9 2 - 2 8 1 - 5 8 6 5
伊万里海上保安署	伊万里市山代町久原 2976-31	0 9 5 5 - 2 8 - 3 3 8 8

別表2

非常連絡表



別表 3

事故処理組織表

	職 務
社 長	総 指 揮
安全統括管理者 運航管理者	総指揮補佐 兼 代理
(救護対策班) 班長 海務課長 班員 工務監督 班員 海務課員 班員 海務営業課員	事故の実態把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。
(救護対策班) 班長 海務営業課長 班員 海務営業課員	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他の旅客対策に関すること。
(庶務対策班) 班長 管理課長 班員 管理課員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応対（発表を除く。）、救護関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

別表4

事故調査委員会

	職 名
委 員 長	社 長
副 委 員 長	安 全 統 括 管 理 者 運 航 管 理 者
委 員	海 務 課 長 海 務 営 業 課 長 工 務 監 督 運 航 管 理 補 助 者 運航管理者が指定する者